

所得税、市・県民税の申告が始まります！

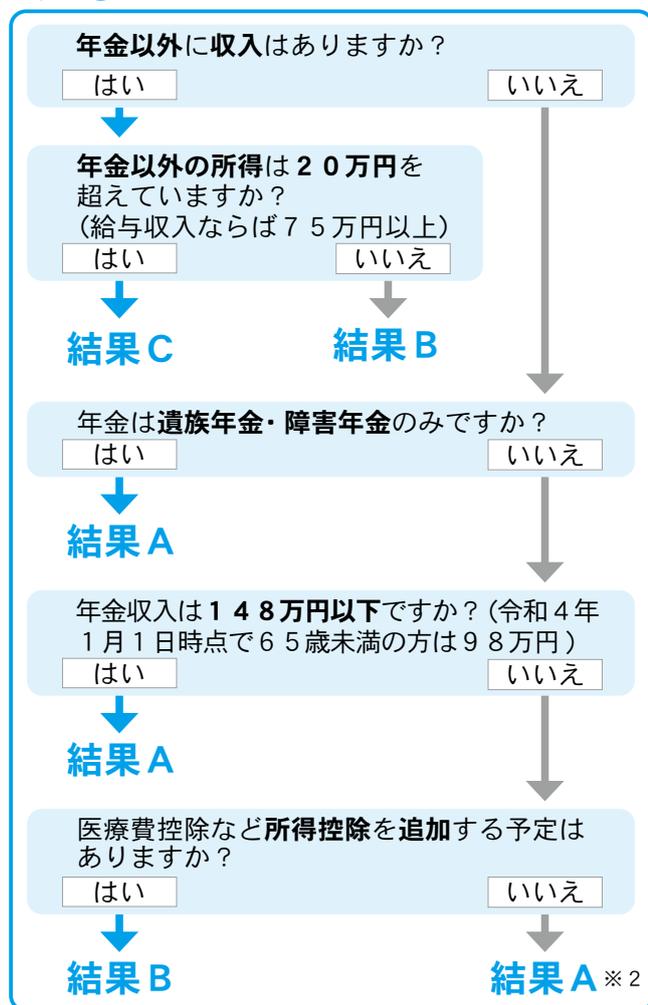
■問合せ＝確定申告について 佐野税務署 ☎(22)4366
市・県民税について 市民税課 ☎(20)3008

はじめに：申告が必要か確認しましょう！

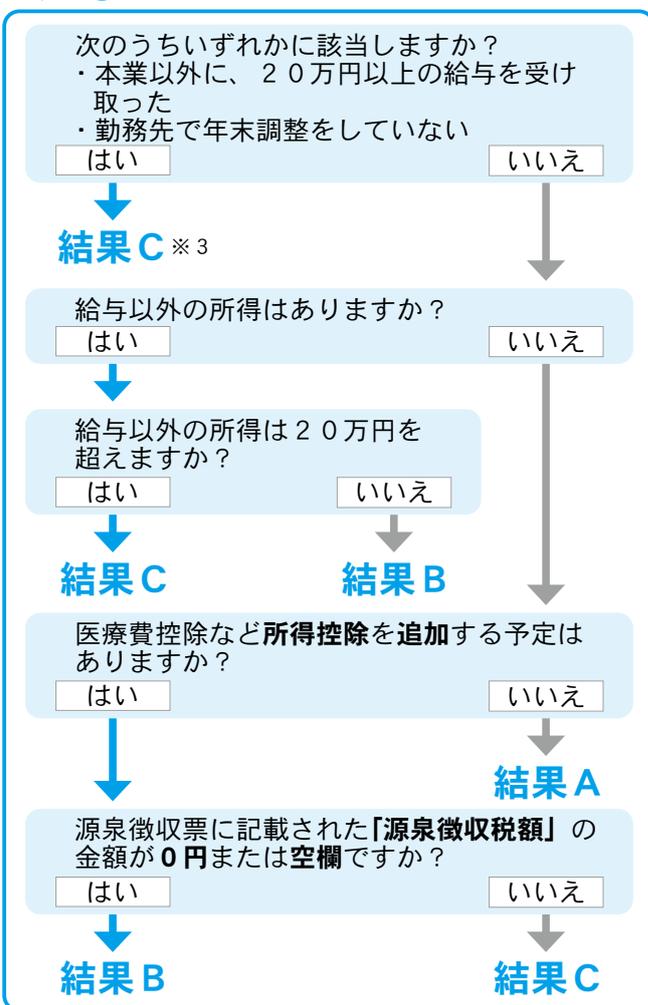
▶対象＝令和4年1月1日に、佐野市に住民登録がある方
※対象以外の方は、1月1日に住民登録のあった自治体に確認してください

<p>Q 令和3年1月～12月の間に収入はありましたか？</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な収入が年金の方 ・主な収入が給与の方 ・営業・農業・不動産などの収入があった方 ・収入なしの方 	<p>質問①へ</p> <p>質問②へ</p> <p>質問③へ</p> <p>質問④へ</p>
---	---	---

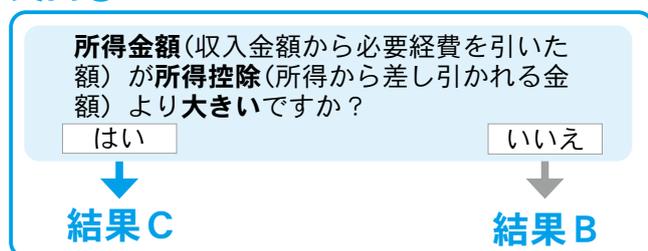
質問①



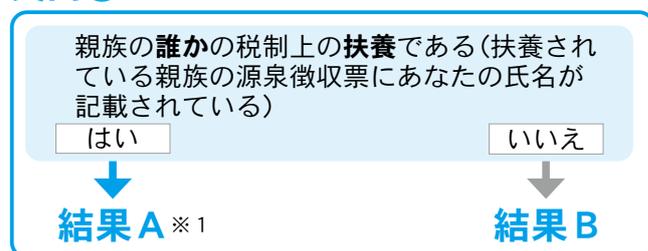
質問②



質問③



質問④



結果は次のページへ！



結果

結果 A 申告の必要はありません ※1 ※2

結果 B 市・県民税の申告が必要です

結果 C 所得税の確定申告が必要です ※3

※1 所得課税証明の発行や国民健康保険税算定のために、市・県民税の申告が必要になる場合があります

※2 年金収入が400万円を超える場合は、確定申告が必要になります

※3 令和3年中に再就職され、新しい勤務先で前職分も含めて年末調整されている方は含みません

申告が必要となった方へ！自宅から申告ができます！

結果 B の方へ 市・県民税の申告方法

- ▶ 申告書の入手・作成＝市ホームページ「市・県民税申告書作成コーナー」から作成、印刷できます。また、住民税の試算や、ふるさと納税限度額の試算もできます。
- ▶ 申告書の提出＝3月15日(火)までに、市民税課へ郵送または持参してください
- ▶ 郵送先＝〒327-8501 市民税課 宛て ※住所の記載は不要です



▲市・県民税申告書作成コーナーはこちら

結果 C の方へ 所得税の確定申告方法

所得税還付申告は1月から開始！

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマホからも申告できます！

所得税の確定申告は、自宅からスマートフォンとマイナンバーカードを使って申告書を送信できます。スマートフォンのマイナンバーカード方式によるe-Tax申告は、令和3年1月から開始されています。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



▲国税庁ホームページ

- ▶ 申告書の入手・作成＝国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から作成、印刷できます。また、佐野税務署、市民税課、各行政センター、各支所、各地区公民館でも申告書を用意しています。
- ▶ 申告書の提出＝3月15日(火)までに、関東信越国税局業務センター栃木分室へ郵送
- ▶ 郵送先＝〒328-8587 関東信越国税局業務センター栃木分室 宛て ※住所の記載は不要です



▲確定申告書等作成コーナーはこちら

結果 B・C の方共通

▼郵送に必要なもの＝

- ・作成済みの申告書、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証などのコピー）
- ・所得の内容が分かるもの（源泉徴収票、収支内訳書）
- ・控除の内容が分かるもの（生命保険料控除証明書、障害者手帳のコピー、医療費控除明細書（領収書は送付不要）など）

